

令和8年度 第1回三田市障害福祉審議会 議事録

開催の日時	令和8年9月3日(木) 10時00分～11時30分
開催の場所	三田市役所本庁舎3階 303会議室A
出席委員	11名 津田会長、満原副会長、柴本委員、清山委員、梅迫委員、増田委員、高橋委員、石本委員、藤田委員、長田委員、谷野委員
欠席委員	2名(岡本委員、南里委員)
出席した事務局職員の職及び氏名	健康福祉部：外岡健康福祉部長、鶴健康福祉部次長、萩原障害福祉課長、常澤障害福祉課副課長、稲田障害福祉課係長、久保障害福祉課係長、西村障害福祉課主任 学校教育部：市原学校教育課担当課長
オブザーバー	三田市障害者総合相談窓口きいてネット 相談員1名
傍聴者の人数	0人
議題	(1) 第6次三田市障害者福祉基本計画の実施状況及び中間評価について
公開・非公開の区分	公開
連絡先	健康福祉部 障害福祉課 電話：079-559-5075 FAX:079-562-1294

会議次第

- 1 開会
- 2 委員の異動等について
- 3 説明・協議事項
 - (1) 第6次三田市障害者福祉基本計画の実施状況及び中間評価について
- 4 その他
- 5 閉会

審議経過

1 開会

配布資料の確認、部長挨拶等

2 委員の異動等について

委員の委嘱(2名)

3 報告・確認事項

(会長)

それでは、第6次三田市障害者福祉基本計画の実施状況及び中間評価について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料1の1～3、資料3説明(資料2は割愛)

(会長)

ありがとうございます。それでは今の説明に対して、ご質問やご意見がある方は挙手をしてご発言をお願いします。

(委員)

「資料1-3-(1)市役所における障害者実雇用率」における今後の取組に、ステップアップ採用試験の推進を図っていくと書かれていますが、これは具体的にはステップアップ採用試験を進めますという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

令和7年度、人事戦略課が令和8年度向けの採用試験を行っており、実際にステップアップ採用試験も実施しました。ステップアップ採用試験は、前年1年間の勤務実績をもとに本人や職場からのヒアリングを行い会計年度任用職員から正規職員へのステップアップをするための採用試験になります。

(委員)

ということは例えばフルタイムじゃなくて、週10時間労働、週20時間労働といったように、最初は勤務時間を少なくして、その後、本人の特性に応じて勤務時間を増やしていくという制度ではないということですね。要は、私が知っている当事者の方々は、引きこもりの方も含め、就職の意欲はあるし能力もあるけれども、いろんな理由でフルタイムでは働きにくい、自信がない方が多いと個人的には認識しています。そのような方への救済措置として段階的な勤務時間をステップアップしていくという制度であれば非常にいいなと思います。逆に言えば、そのようなことやっていかないと、途中でドロップアウトされる方が今後も起こってくるのではないかと思いますので、もし考えておられないのであれば、是非考えていただけないかなと個人的には思っています。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。先程言われた部分につきましては、庁内でも議論をする中で、例えば市役所の中であれば、まず、時間なり日数も含め1階のすぐ左側にお店を開いております。ただ、あれは市の職員としてやっているものではありませんので、趣旨が違うのかもしれませんが、また、勤務時間を徐々に延ばすということは庁内で検討もしたことはあるのですが、なかなか業務を決まった期間の中でこなしていかなければならないということで、会計年度任用職員という制度の中でいくと、例えば週3回であるとか週4日であるとか、大括りの部分しか対応できにくいところがございますので、今のところはまだ時間数を伸ばすという意味合いでのステップアップには至っていない状況です。

先程説明させていただいた会計年度任用職員というのは、1年で会計年度が区切られておりましたので、1年更新する、更新しないというところの取組でございます。それを期限の定めのない正規職員にするというところのステップアップという意味合いで言葉を使っているところでございますので、ご理解いただけたらと思います。

（委員）

今のことに関連して質問いたします。市役所における障害者雇用について、実際に雇用されている方の障害の種別と具体的な仕事内容を教えていただけますでしょうか。

（事務局）

現在、市役所で採用されている障害雇用の方の種別については、身体と精神の2種別の採用実績がございます。非常勤職員においては、知的障害の方の採用もしております。仕事内容については郵便発送等、事務補助という形で従事していただいております。

（委員）

ありがとうございます。障害種別に関しては、例えば、身体、精神、知的の種別に対して満遍なく今後採用していく計画であるのか、最初に仕事内容ありきで人員を配置していく形なのか。私は手をつなぐ育成会に所属しておりますので、希望としては、知的障害の方の就職率も積極的に上げていただきたいという希望があります。そのあたりの採用の仕方の計画を具体的に教えていただけたらと思います。

（事務局）

人事戦略課によると、「まず、面接等で良い方を採用する。その中でそれぞれの種別がバランスよく対応できるような形は常に意識して採用を進めている」と確認しております。

（会長）

今のご質問は、雇用した人に合わせた職種、多くは職域を開拓していくというような方向があるのかどうかの質問に聞こえたのですけれども、職域に当てはめて人事を起こすというような方針のご説明だったと受け取ってよろしいでしょうか。

（事務局）

多くが市役所の建物の中で事務的な作業をしていただく仕事になります。そういった中で、その方の能力や特性に応じた業務を、課の中で割り当てており、先程申しあげました郵便発送等の事務的な補助業務をしていただいている状況でございます。

それぞれ障害をお持ちの方の特性があるということは、こちらも理解をするところでございますし、私も以前人事課在職の際には、それに応じた仕事の開拓といったところを意識し、どのような仕事があるかということを見出しながら検討もしてきたところでございます。

なかなか全ての方にうまく当てはまるようになるかという点、そうでないところも実際ございますので、採用しながら、できるだけ多くの方々に業務をこなしていただき、またそれを給料という形でお返しするというのが三田市の中でできるようにしたいと思っておりますので、今お聞きしたところも含めて、人事戦略課に伝え、取組の方をより充実できたらと思っております。以上でございます。

（委員）

「資料1-3-(3)休みの日などに趣味やスポーツ活動などに参加する人の割合」について伺いたい。実際にスポーツをする人ではなくて、そのスポーツに対して障害者に指導する立場の人が障害

を持つ場合、その指導する立場の人に対する配慮というのがないように聞いています。その辺はいかがでしょうか。具体的には、聴覚障害者の指導員が指導するにあたって、手話はできないので、手話が要約筆記が本来必要なのですが、指導者に対しては情報保障がないというように聞いています。そのあたりはどのように対応されているのでしょうか。

（事務局）

今お聞きした指導者の方で、聴覚障害の方がいらっしゃるという情報を今初めてお聞きしているところでございます。お聞きした話をスポーツの担当に伝え、既存の制度で活用できるものか、また別のものが必要なのか確認をしながら検討させていただきたいと思います。

（委員）

「資料1-2-(1) 児童発達支援、放課後等デイサービスの支給決定人数」についてお尋ねします。

1つは、この目標は月何人という利用者をどうするかということが書かれている。その中で、令和6年、令和7年の数字を見ると放課後等デイサービスは、297人/月から342人/月で、児童発達支援が153人/月から154人/月。1年間で伸びていない。児童発達が伸びない理由がもしあれば教えてください。

ただ、取組の中では、「令和6年度に通所の事業所が新規開設されて十分な利用先、通所先が確保できている」と書いておられますので、事業所数が足りないということが今あるのかどうか。今後の取組の中では、そのことが書いておられない。この数字が伸びなかった理由はどこにあるのでしょうか。分かればよろしくお願いします。

（事務局）

児童発達支援の数字につきましては、サービスの対象者という点が1つ影響していると推測しております。児童発達支援の利用者については、未就学児童を対象としているサービスとなっております。未就学の後、小学生から高校生までは放課後等デイサービスという形で対象区分が異なっております。児童発達支援の利用者は6歳で放課後等デイサービスに移行するという形で利用者が滞留しません。表現が直接的で申し訳ないのですが、6歳になれば放課後等デイサービスに移行していくという関係で、利用者の方が一定数伸びないというようなサービスの形態になっているかと思います。事業者数につきましては、総量規制を解除した関係で、児童発達支援、放課後等デイサービスともに事業者が増えておりますが、現時点においては、放課後等デイサービスについては事業者数の総量規制を行っており、児童発達支援については総量規制解除のままという形で今後も参入は可能になっております。以上です。

（委員）

確認です。評価が△なんですけど、これを今後○にしようとして、次710人/月を目指していくのに、さっきの話では総量規制を続ける、片方は続けないということですが、それで710人/月を目指すということですか。

（事務局）

令和11年度の710人/月につきましては、これを設定した年度の傾向を踏まえ設定しており、現在この710人/月に対して、今後利用者数を伸ばしていくか、伸ばしていけるかについては、再度検討が必要と思っております。事業者数の総量規制の考え方につきましては、全国的にも課題になっております。放課後等デイサービスの療育の質の低下が懸念されている関係で、三田市においては、必要な療育プログラムを備えた事業者を選定して、総量規制の中でサービスを提供していただくという方向でお願いしております。以上です。

（委員）

ありがとうございます。少子化ですので、対象者は減だと思えますけど、よろしくお願いいたします。

（委員）

「資料1-1-(2) 日中一時支援事業、短期入所（ショートステイ）の利用者数」について、この利用者数が延べなのか、実人数なのかという質問、あと、課題のところで「医療的ケアが必要な方の短期入所先が限られている」と書かれていますので、目標にある数だけでなく、多様な支援が必要な方が利用できるというところの評価を、数だけで◎ではなく、その中身も含めての評価を期待しています。

ですので、延べなのか実人数なのか、またこれらの課題に対してどう評価していくかというところの考えをお聞かせいただければと思います。

（事務局）

この数値については実利用者人数となっております。なお、この評価については、基本的には、目標数値に対する実績で行ってはおりますが、おっしゃられたように内容についても、課題意識は持っており、今後その内訳についてどのようにニーズに対してサービスが提供できるのかという点も評価の基準に入れていきたいと考えております。以上です。

（委員）

普段、相談支援専門員として活動しているので、その観点から2点ほどお聞きいたします。

先程、委員から質問がありましたけれども、児童発達支援と放課後等デイサービスのことで1点目はお聞きしたいと思います。課題のところに「重度の児童には生活課題の療育、軽度の児童にはコミュニケーション等の療育」と書いてあるのですが、実際、三田市内の放課後等デイサービスについて、重度の方を受け的事业所は3か所くらいしかないと聞いており、むしろ軽度の児童を受けられるところは多いというように聞いているのですが、今後どのように重度の方を受けられる事業所を増やしていくのか、そういった計画があるのかをお聞きしたいというのが1点目です。

2点目については、ショートステイのことで、1点目とも関係するのですが、現状ショートステイは三田市内で4施設ですか、で受けられるようになっておりますが、グループホームのショートステイはほとんどなくて、女性用が1室あるぐらいです。男性のショートステイ、特に精神障害の方はなかなか施設には行けず、グループホームのショートステイなら利用できるという方が多いです。そういう意味では精神障害の方のショートステイがなかなか見つからなくて、実際問題は神戸市北区のショートステイを利用させてもらっています。その状況はグループホームも同じなのですが、グループホームも行く場所が限られていて、三田市ではなく、神戸市北区や西宮市山口町に行く方が多いのですが、三田市

内の、特に精神障害の方のグループホームやショートステイの開設についてどのようにお考えなのかをお聞きできればと思います。

（事務局）

2点のうち、まず初めの児童に関係する放課後等サービス重度の方の受入れの推進の方法ですが、先程説明の中にありました総量規制という形、これを利用して進めていきたいと考えております。総量規制というのは、兵庫県下での運用になり、目標に対しての実績に応じて新規開設を制限するというものになっております。三田市につきましては、放課後等デイサービスが総量規制中ではありますが、重度の方や医療的ケア児の方の受け入れができる事業所については許可をしてくよう意見を付していくという形で推進していきたいと考えております。

続きまして2点目のショートステイについては、精神障害の方がなかなか利用できるショートステイがないという形で、相談員さんの立場からも意見をいただいたと思いますが、事務局としても同じように課題意識は持っております。ただ、新規開設となると、こちらは総量規制をかけておらず、参入を推進していく立場ではありますが、都市計画法上の関係もあり、新規の開設が三田市ではなかなか難しいという課題がございます。既存の施設に対しても、知的障害の方だけではなく、どんな種別の方でも受け入れていただけるように、配慮を求めているところで、今後もそういった取組を通じて、利用者数を増やしていきたいと考えております。以上になります。

（委員）

「資料Ⅰ-3-(3)休みの日などに趣味やスポーツ活動などに参加する人の割合」に関して、質問があります。私は知的障害の息子がいるのですが、実はこの質問に関して、回答はイエスです。ただ、実際にスポーツを行っている場所が神戸市北区と西宮市です。“スペシャルオリンピックス”という障害者のスポーツ団体に所属して水泳と陸上をやっているのですが、三田市内には知的障害を持っても、陸上のものはあるようですが、プールも貸してもらえる場所がなく、知的障害の子にスポーツや走り方等を教えてもらえる、スポーツ教室がありません。ですので、この質問で何を知らうとしているのかよく分からないのですが、私の場合は三田市内でスポーツを楽しんでいるというわけではないので、ここのパーセントが例えば、「三田市でスポーツができる、スポーツが楽しめるかどうか」というところだと、一部の人は当てはまらない可能性もあるので、できれば三田市内で障害を持っても、スポーツを教えてもらえる場所、参加しやすい場所が今後増えていったら非常にありがたいと思っています。

（事務局）

先程、おっしゃられたように、スポーツの中でも、「競技に近いようなスポーツもあれば、生涯スポーツ」という観点もございます。今お聞きした限りでは比較的、スポーツを通じて競技力を高めていくというようなイメージがあったので、それが三田市内にはあるのかなのかというご意見をいただいています。市内でのスポーツの機会や場所というところが、なにぶん三田市内で全てを完結するという観点は難しい部分もあると思っています。三田市外のいろんな資源を活用しながら、個々に応じたスポーツの仕方は機会があればというようにも思いますし、三田市内で目指すとすれば、まずはスポーツを楽しむというところで、生涯学習のようなスポーツの機会を充実していくべきではないかと思うと

ころでございます。今お聞きしたご意見を庁内に持ち帰り、どのような形で三田市としてスポーツの振興を進めていくのかということも含め、検討させていただきたいと思います。以上です。

おそらくご承知かと思うのですが、お話できる内容としましては、障害のある方の水泳教室というのが1点ございます。ウッディタウンのプールを利用いただくという形でレッスンを委託しております。それは先程のお話のように、その人のレベルと言いますか、水泳の中でどこまで目指しているのかということもあって、個々に合う合わないはあるかもしれませんが、障害のある方を対象としたスポーツで言いますと、市が運営をしている水泳教室がございますので、参考までに申しあげておきます。

（委員）

「資料1-3-(2)優先調達件数」について、公園植栽事業と一部内容が書いてあるのですが、その他にどんなところで優先調達がされているのでしょうか。教えていただければと思います。

（事務局）

基本的には植栽であったり、ダンボールを運んだり等身体を使うような作業業務と聞いております。ただ、詳細は把握しておりません。市ではいろいろな業務がありますので、障害者就労施設等へ優先的に調達できるよう、庁内全体で取り組んでまいりたいと思っております。

（会長）

私の方から2つばかりご質問させていただきます。1つは、「資料1-3-(1)市役所における障害者実雇用率」のことで、3.16%から2.55%に減るとするのは三田市の職員数がよく分からないので、何人の方が退職されたのかが分からないですね。6人くらいは退職されているのではないかと推定されるのですが、なにかあったのですか。これが1点目です。

あと、令和8年7月から法定雇用率が3.0%になっていて、目標値が3.0というのは今後あと3年か4年では法定雇用率は上がらないという計算があると思うのですが、目標値の上げ方というのが、私たちも関わったので責任はあるのですが、あまり雇用率に振り回されるといけないということが表現されている気がします。

それと同じことで、「資料1-3-(3)休みの日などに趣味やスポーツ活動などに参加する人の割合」の目標値ですが、基準値の年が2022年で、コロナ禍の数値ですね。この頃からすると上がっているとはいえ、そもそもの基準がめちゃくちゃ低い時期だったと思うので、25%になればいい、あるいは変動率が40%でもいいという評価はできないのではないかと感じています。目標値の扱い方についてどのようにお考えなのかが2つ目の質問です。

同じようにこの目標値の扱い方について、先程もいくつか質問が出て、私もそうだったのですが、量的評価に相応しくないような目標値があります。例えば、児童発達支援や放課後等デイサービスというのは数が増えればいいのかという問題ではないことが明らかなので、710人/月という目標値が一体どういう意味を持っているのかを理解しているのかということ、それからニーズに対するサービスの充足を表現できていないので、ニーズを持っている人たちがどんどん近隣の自治体でニーズを満たしている状況で、三田市としての目標自体はクリアしている、ということがあり得るというようなことも、目標値の扱い方にすごくもやもやします。その辺りどのように目標値を考えておられるのかということをお3点目に質問させていただきたいと思います。

（事務局）

先程の障害者雇用率の関係ですが、令和7年度、6年度採用のうちから1名退職されて、令和8年度については2名を採用している状況でございます。今回の障害者雇用率の変動要因として、令和7年6月（基準日）時点では、退職等により2.55%まで減少しましたが、令和8年4月時点で、市民病院の指定管理制度導入に伴って多くの職員が市から移管されたことによって母数自体の変動も大きくあり、また2名を採用したことから、令和8年6月時点では既には3%を超えています。今後も、引き続き雇用率の維持に努めてまいります。

また、先程ご指摘がありましたニーズの充足なり量的な部分で必ずしもそれが適切ではないのではというご意見でございます。おっしゃる通り、先程も児童発達支援、放課後等デイサービスの人数につきましても、710人/月ということで増やすことを想定した設定にはなっているのですが、今市内の子どもの数というのは非常に減少している状況もある中で、それを達成するということは、ニーズの掘り起こしに繋がるというような意味合いもあるのかもしれませんが、圧倒的には児童数が減ることの方が大きいと思いますので、今回につきましては目標数値自体がどれだけの意味を成すかという疑問であるという課題認識は持っております。今後そのニーズに応じた充足ができるかというところを数値ではなく、取組内容や今後の取組課題というようなところで表現できるように進めていきたいと考えています。

あともう一つ、「スポーツ活動等への参加割合の目標25%」に関するところで、先程私が申しあげた、市外の資源を使っているところに対するご意見かというように理解をいたします。おっしゃるように、市内で完結することが望ましいところもあるのですが、ニーズが非常に多様化しており、市民の生活というのは三田市、三田市以外のところも含めて、様々なニーズに応じた行動を選択できるということもございます。そういった中で、比較的、それが無理のない範囲で充足できるものは、三田市の限られた財源の中でいろいろな事業をやっていく必要があります、期待もしていますが、それが、今回の成果指標として適しているかという、非常に曖昧な部分もございます。次期の計画の中でその辺りについては検討していきたいと思います。以上でございます。

（会長）

すみません、私の意見としては、それとは替わっての話ではあったのですが、市内でも市外でもそれぞれの人たちが、日々の生活を充実させることができればいいと思います。それが市外に出掛けていくというのはすごく負担になるかもしれませんが、それができる方は市外で楽しい活動に参加することもありじゃないかと思うのですが、それではかなり活動ができているという水準のその数値としても低いです。しかも移動の面で困難を抱えている人が多いという観点からすると、やはり自治体の中で、やるべきことというのはいろいろあるだろうというように思いますし、この辺りのことは特に注視しながら、40%の変動率だからよかったねということではないのではないかということも発言をさせていただきました。

（事務局）

ご指摘ありがとうございます。今後、評価の仕方を含めて次期の計画に向けて研究していきたいと考えます。以上です。

(会長)

事務局から何か補足すること等ございませんでしょうか。

それでは、資料Ⅰの4と5の項目について説明をお願いいたします。

(事務局) 資料Ⅰの4～5説明

(委員)

2点あるのですが、まず1点目は、「資料Ⅰ-4-(1)「障害のある人への対応や理解が足りている」と答える障害のある人の割合」についてです。障害者差別解消法が改正されて、一般事業主も合理的配慮の提供について義務化になっています。この合理的配慮という考え方が当事者もあるいは事業者の方もよく理解していないというように思います。つまり合理的配慮をしていると言っているが、実は、当事者と事業者がきちんと話し合いをした結果どうなのかという話になっているのですが、どうもその辺が浸透していないように思うので、ケアが足りてないように思うというのが1点目です。

2点目は、「資料Ⅰ-4-(3)「ヘルプマークの新規交付件数」についてです。ヘルプマークは十字のマークですね。私も多分申請すればヘルプマークをもらえるのですが、もらおうとは思わないです。なぜかという、それで何をヘルプすればいいのか、多分私を見ても分からないと思います。どこが悪いのか、どのように対応すればいいのかわからない。ヘルプマークを交付するのはいいのですが、交付してもどう対応していいかわからない人が増えてもあまり意味がないのかなと。ヘルプマーク+αという対応が必要かというのが一緒にセットで必要なのではないかなと思います。例えば、私の場合は聴覚障害者なので、今は“耳マーク”を常に持って皆さんに理解を促しています。ヘルプマークだけでは多分役に立たないというように思っています。以上です。

(事務局)

まず、1点目の合理的配慮の啓発のご質問でございますが、ご指摘のとおり、まだまだ啓発が不足しているところがこの数値に表れているように認識しております。市としましては、きいてネットと連携しまして、民間事業者様向けの合理的配慮の啓発セミナー等も実施しており、こうした取組を通して、民間の方々への理解促進というところに、これからも力を入れていきたいと考えています。

また、2点目のヘルプマークの運用についてのご指摘でございますが、ヘルプマークを取得される方々の理由というのは様々でございます、ご指摘の通りヘルプマークがあるだけではどういった支援が必要なのか、伝わりにくいというところがあるかと思えます。三田市としましては、このヘルプマークを交付する時に、もう1枚ヘルプカードをご用意しており、そちらの方にはどういった支援を必要とされているのかというところを記載していただく欄がございます。そういったものも併用して活用いただきまして、ご提示いただくことで支援の必要とされている内容を伝えるということも可能かと思えますので、またヘルプマーク、ヘルプカードのご活用というところもご検討いただければというように考えております。以上でございます。

(委員)

「資料Ⅰ-5-(3)「障害や特性があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがある」と答える障害のある人の割合」について、元々計画自体の目標値は高いことに対して疑問に思っています。

18歳未満の嫌な思いをした方が60%という令和11年度の目標があるものですから、結果的に今回事務局は評価を○にされています。18歳未満の嫌な思いをされている方が76%もあり、4人に3人の方が嫌なことがあると声を訴えておられるのに、この評価が○でいいのかなと思います。

資料3を事前にいただいたところで、18歳未満の方が何で嫌な思いをされているかというのを書かれておられます。ご本人か保護者の方かは別にして、資料3の25ページ。事務局の方でも特に18歳未満のところで、進学や学校領域、嫌な思いをした場所は学校だと書いておられます。

質問はこのアンケートを見られて、数字を追いかけたら評価は○かも分かりませんが、そこに学校現場等で何か対応されているのかどうかをお聞きしたいです。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。委員がおっしゃられたように、発達障害、学習障害等を持ちながら学校生活を送っているお子さんがいらっしゃいます。そのようなお子さんたちは外見からは分かりにくく、周りの子達がそれを怠けているとか、わがままであるとか、空気が読めないといったようなところで、誤解をされやすく、嫌な思いをされているというところもあるのかなと考えております。また、担任の先生による合理的配慮を含めた、子どもたちへの配慮の説明等が不足したりすると、周囲がずるいとか、特別扱いしているといったような心ない発言を誘発しているところもあるのではないかと考えております。学校も、道徳や総合的な学習等、本当に教育課程を工夫しながら人権教育を始めとする様々な課題教育を推進していると思います。教育委員会としては、嫌な思いをしているお子さんがいる以上、学校現場でそういった発言があった場合、加害児童個人だけを指導するのでは再発防止にはならないと考えております。やはり学校全体での人権意識と教職員の専門性、そういったところの底上げ、それから、相談支援体制の強化、そして事案が起こった際には迅速な把握、市の再発防止策を確実に行えるよう、今後とも、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるような環境づくりを進めてまいりたいと考えております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは今日の協議事項全体にあたって、ご質問ご意見のある方がございましたら、是非お願いいたします。

それでは、ありがとうございました。皆様、活発なご意見もいただきまして感謝いたします。

3 その他

次回開催日：令和8年12月頃予定

4 閉会

(事務局)

会長はじめ委員の皆様、長時間にわたりまして、ご協議いただきありがとうございました。本日伺いましたご意見は、この計画を進めていく中で、非常に参考になるご意見だったというように感じております。具体的な取組の中に活かして、少しでも障害のある方が過ごしやすい日常が送れるようにしていきたいと思うところでございます。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回三田市障害福祉審議会を閉会いたします。

長時間にわたり、ご意見を賜りありがとうございました。本日はどうもありがとうございました。